

## 令和6年度寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、経年劣化したLED防犯街路灯（以下「防犯街路灯」という。）を修繕することによって、安全安心なまちづくりの実現と犯罪防止に資することを目的として、地域団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「地域団体」とは、町会、防犯団体、商店街団体その他の地域住民等で構成される団体をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、防犯街路灯を設置する地域団体とし、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 存立、組織、活動等について定款、規約、会則等による定めがあること。
- (2) 市税の滞納が無いこと。
- (3) 規則第3条の2の排除対象者と関係を有していないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、防犯に資することを目的として補助対象者が防犯街路灯を修繕する事業で、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

- (1) 補助対象者が電気代を支払い、維持管理している防犯街路灯であること。
- (2) 経年劣化により消灯し、又は著しく照度が低下した防犯街路灯であること。
- (3) 修繕する防犯街路灯に関し、同一目的の補助金が交付されていないこと。

(4) 修繕する防犯街路灯は、営利を目的として使用されていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯街路灯の修繕に要する費用とする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は2万円のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金等交付申請書)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、規約、会則等
- (2) 修繕する防犯街路灯の位置図
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(申請の取り下げ)

第8条 申請者が補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第9条 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第2号）に補助金の交付決定通知がなされた事業の内容と変更後の事業内容が比較対照できる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金等実績報告書)

第10条 申請者は、補助事業完了後15日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日を提出期限とし、規則第14条の規定にかかわらず、寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の収支を証する書類
- (2) 防犯街路灯の修繕前及び修繕後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第11条 規則第15条の補助金等の額の確定通知書を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保管)

第12条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の対象となった防犯街路灯は、設置後5年間は撤去又は移設をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、

市長に報告し、その承認を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

寒河江市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

### 寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金交付申請書

令和6年度寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

年度及び補助金等の名称	年度	
補助事業等の目的及び内容	経年劣化により消灯したLED防犯街路灯を修繕し、安全安心なまちづくりの実現と犯罪防止に資する。	
補助事業等の経費所要額	円	
補助金等の額	円	
補助事業等の着手年月日及び完了年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了（予定）	
添付書類	1 定款、規約、会則等 2 修繕する防犯街路灯の位置図 3 補助対象経費に係る見積書 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	

年 月 日

寒河江市長 様

事業実施主体の住所  
並びに名称  
及び代表者氏名

事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定があった令和6年度寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助事業について、下記のとおり事業を変更（中止、廃止）したいので、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第7条の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由及び内容
- 2 事業の内容（様式第1号に準じて作成すること。）

備考 事業変更承認申請書に係る関係書類は、補助金の交付の決定通知がなされた事業の内容と変更後の事業の内容とを比較対照できるように2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

### 寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金実績報告書

令和6年度寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日及び指令番号	・ ・	指令市第	号
年度及び補助金等の内容	年度		
補助事業等の内容			
補助事業等の施行場所			
補助事業等の経費精算額及び補助金等の交付決定通知額	精算額		円
	決定通知額		円
着手年月日	・ ・	完了年月日	・ ・
添付書類 1 補助対象経費に係る領収書等の収支を証する書類 2 防犯街路灯の修繕前及び修繕後の写真 3 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類			

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は名称

### 寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった寒河江市LED防犯街路灯修繕費補助金について、次のとおり請求します。

請求額 円

請求額は下記の口座に振り込みください

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店・出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			
口座名義人 住所			

※振込先金融機関の口座通帳の写しを添付ください（1枚目見開き部分）